

龍谷大学と 彦根市 との
地域人材育成に係る相互協力に関する協定書

龍谷大学（以下「甲」という。）と 彦根市 （以下「乙」という。）は、地域社会における人材育成の重要性に鑑み、双方の持つ資源を活用し、地域社会が求める高度な識見を有する人材を育成することを目的として、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、上記の目的を達成するため、次の事項について相互に協力するものとする。

- (1) 甲は、乙がその事務事業の完遂のために必要とする高度な学術情報の取得及び専門的研究者との交流等並びに乙に専属する職員がその職務上必要とする研修・研究の機会を提供する。
- (2) 乙は、甲に所属する地方行政志望又は地域社会における活動を志望する大学院生に対する実践的教育研究の一環として、乙における実務体験研修の機会を提供する。

（事業の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために両者の合意の範囲で以下の事業を協力して実施する。

- (1) 甲の設置する「地域公共人材総合研究プログラム」への乙の職員の推薦による受入れ
- (2) 乙の事務事業を対象とする甲の所属大学院生の長期インターンシップ及び短期インターンシップの協議による受入れ
- (3) 甲が行う学部・研究科の講義等の乙に対する優先公開
- (4) 乙の事務事業の実施に対する甲による支援及び助言等
- (5) 甲の研究教育活動に対する乙の情報の提供及び便宜の供与
- (6) その他両者の協議により必要と認められる事業

（支援措置）

第3条 前条第1号及び第2号の事業の実施にあたっては、甲及び乙はそれぞれ次の支援措置を講ずるものとする。

- (1) 甲は、第2条第1号に定める乙の職員の推薦の手続、受入人数について、別途これを定める。
- (2) 甲は、前号によって入学する乙の職員に対し、修業年限に限り次に定める奨学金による就学支援を行う。
 - ア 奨学金を給付する期間は、大学院法学研究科又は政策学研究科については1年とし、経営学研究科については2年とする。
 - イ 奨学金の給付額は、大学院法学研究科又は政策学研究科については、原則として

- 学費相当額とし、経営学研究科については、原則として学費相当額の半額とする。
- (3) 乙は、第2条第2号に定めるインターンシップを受講する大学院生に対し乙の業務遂行に伴って発生する必要な経費を負担する。甲及び乙は、必要な経費の細目について、別途これを協議する。
- (4) 甲及び乙は、第2条第2号に定めるインターンシップを受講する大学院生の身分及び身元保証等の必要事項について、別途これを協議する。
- 2 前条第3号から第6号までの実施にあたっては、甲及び乙は可能な範囲で支援措置を講ずるものとする。

(運営懇話会)

第4条 甲は、本協定の実施及び運営にあたって必要な事項を協議するため、乙の参加する「地域公共人材総合研究プログラム懇話会」を設置し、必要に応じて開催するものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は2020年4月1日から2023年3月31日までとする。

2 本協定の延長については、有効期間終了の6ヶ月前までに甲乙双方が協議の上、定めるものとする。

(その他)

第6条 この協定の有効期間中に疑義が生じたとき又は変更する必要があるときは、甲乙双方は誠意をもって協議の上対応する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年10月1日

甲 京都市伏見区深草塚本町67番地
龍谷大学学長 入澤 崇



乙 彦根市元町4番2号
彦根市長 大久保 貴

